

ホームレス支援北海道ネットワーク会則

- 第1章 総則
(名称)
第1条 団体の名称は、ホームレス支援北海道ネットワークとする。
- (事務所)
第2条 この団体の事務所は、札幌市北区北23条西5丁目1番18号 Dio23ビル3F - D室に置く。
- (目的)
第3条 北海道のホームレス支援団体相互の連携と協力を図り、各地各団体の状況に応じた支援策の発展を図るとともに、道及び地方公共団体等への働きかけをおこない、もつてホームレス状態に置かれた人々および置かれるおそれのある人々の社会的処遇の改善ならびに自立の促進をはかることを目的とする。
- (活動の方向)
第4条 この団体は前条の目的を達成するため下記の方向をめざす。
1 ホームレス状態に置かれた方々のいのちと権利が守られるための支援を行う。
2 自立支援法を活用しつつホームレス支援活動を行う。そのため道及び各地方自治体の行うべき自立支援についての提言を道及び各地方自治体に対して行う。
3 支援団体相互の協働、地域における協働、行政機関との協働など、ホームレス支援を推進するためより広範な人々（組織・しくみ）と支援団体の協働をめざす。
4 路上からの脱出を自立支援における課題として取り組む。
5 路上からの脱出を果した人々のその後の生活に対する伴走的な支援体制の構築をめざす。
6 自立支援においては、就労自立のみならず福祉活用型自立、半就労・半福祉など、多様な自立支援の在り方を模索する。また、自立を経済的側面に限定せず全人的課題として捉える。
7 貧困や格差、ワーキングプアの問題を抱える今日の社会においてホームレスにならないための支援を行う。
8 雇用創出について自助努力も含め各地方自治体、企業と連携を図るようにしていく。
- (事業の種類)
第5条 この団体は、第4条（活動の種類）に基いて総会で決議された支援事業を行う。
- 第2章 会員
(種別)
第6条 この団体の会員はこの団体の目的に賛同して入会した団体及び個人とする。
但し、貧困ビジネスと思われる行為をしている団体及び個人の入会は認めない。

(入会および退会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表世話人に提出し、世話人会の承認を得なければならない。

2 会員は退会届を代表世話人に提出し、任意に退会することができる。

3 会員である団体が解散または消滅したとき、または会員である個人が死亡したときは退会したものとみなす。

(会員の活動制限)

第8条 会員は、この団体内部においては、特定の宗教等の布教ならびに特定の政党等を支援する目的の活動はおこなわない。

(会費)

第9条 会費については事業遂行の状況を見定め 23 年度の総会において相談して決めていく。

(拠出金品の不返還)

第10条 拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別)

第11条 この団体には、役員として世話人 5 人以上を置く。

2 世話人のうち、1 人を代表世話人とする。

3 世話人は、正会員の中から総会において選出する。

4 代表世話人は世話人の互選により定める。

5 事務局長は、世話人会において世話人の中から選出する。

(職務)

第12条 世話人は、各自この団体を代表する。ただし、代表世話を除く世話人は、代表行為の前後いずれかにおいて代表世話人の承認を得なければならない。

(任期)

第13条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期中に総会が開催されない場合は、任期満了後最初に開催される総会の終了まで、その任期を延長する。

第4章 総会

(種別)

第14条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(議決権)

第16条 総会において、会員は議決権と発言権の双方を有する。

(機能)

第17条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業の基本計画およびその報告
- (5) 役員の選任および解散
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 世話人が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

第19条 審議事項は世話人会によって事前に周知されるものとする。

(定足数および議長ならびに議決)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、出席できない会員が他の会員を代理人として表決を委任した場合、ならびにあらかじめ書面をもつて表決した場合は、出席したものとみなす。

2 議長は出席した会員の中から選出する。

3 総会の議決は、出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第5章 世話人会

(構成)

第21条 世話人会は、世話人をもって構成する。

(機能)

第22条 世話人会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項
- (4) 会員の入会に対する審議

(開催および議決)

第23条 世話人会は、世話人から開催請求があった場合に開催する。

2 世話人会の議決は、世話人の過半数をもって決する。

第6章 事務局

(設置)

第24条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は世話人より選出する。

第7章 資産および事業年度

(資産)

第25条 この団体の資産は、世話人会においてその種類を定める。

(資産の管理)

第26条 資産は代表世話人が管理し、その方法は総会の議決を経て世話人会が別に定める。

(経費の支弁)

第27条 この団体の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第28条 この団体の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

但し、今年度に限り11月22日より翌年3月31日とする。